

那須塩原市クラウドサービス型グループウェアシステム
導入及び運用支援業務委託仕様書

令和4年4月

1. 調達システム

1.1. クラウドサービス型グループウェアシステム一式

2. 業務の目的

- 2.1. 那須塩原市では令和4年度に実施する情報ネットワーク強靱化システム再構築に合わせて、インターネット接続系で使用するクラウドサービス型グループウェアシステムを導入するため、本件業務を実施するものである。
行政DXとして那須塩原市役所の働き方・情報共有・コミュニケーションの改善をはかり、職員の生産性向上を促進することを目的とする。

3. 契約について

3.1. 契約期間

初期導入業務完了期限：令和4年9月30日まで

運用支援業務：令和4年10月1日から令和5年6月30日まで（長期継続契約）

3.2. 契約の履行場所 那須塩原市役所 ほか

3.3. 支払い方法

初期導入業務：業務完了後精算払い

運用支援業務：月額払い

4. クラウドシステム要件

以下記載の要件は、すべて必須の事項であり、これらを下回らないこと。

4.1. 機能要件

4.1.1. 本市が指定するブラウザにて利用できること

4.1.2. 以下の多要素認証が可能であること。

- ・スマートフォン認証
- ・SMS/音声電話
- ・FIDO2準拠セキュリティキー

4.1.3. パソコン、スマートフォン及びタブレット端末にて利用可能であること。

4.1.4. グループウェアに係る機能として、電子メール、カレンダー、メモ作成、文章作成、表計算、プレゼンテーション作成、フォーム作成、1ユーザあたり2TB以上のオンラインストレージ、ポータル（ホームページ作成）、ビデオチャットの機能を有すること。

4.1.5. 職員のスキル向上のため、Learning Management System (LMS)の機能を有すること。

4.1.6. ビデオチャットについてはID及びパスワードによる認証に加えて、未登録の端末についてはアクセスをブロックすることができること。

4.1.7. 文章作成、表計算、プレゼンテーション作成、フォーム作成アプリケーションは以下の機能を有すること

- 4.1.7.1. 共同編集機能を有すること。共同編集においては対象のファイルのバージョン、アプリケーション、共同編集できるユーザ数に制約がないこと
 - 4.1.7.2. “コピー禁止”や“共有不可”などの制限を適用し、アクセスできるユーザを制限できる機能を有すること
 - 4.1.7.3. ユーザが指定した機密レベル、および管理者が指定するキーワードリストによって自動的に外部との共有を禁止する機能を有すること
 - 4.1.8. オンラインストレージにファイルをアップロードする際の、1日あたりユーザごとの上限が500GB以上であること
 - 4.1.9. 電子メールは以下の機能を有すること
 - 4.1.9.1. 送信メールサーバを那須塩原市が指定する任意のSMTPサーバに設定することができること
 - 4.1.9.2. 受信メールに自動的にウイルススキャンを実施すること
 - 4.1.10. 検索機能を有し、ユーザのメール、各ドキュメント、共有ドライブを横断して検索する機能を有すること
 - 4.1.11. アプリケーションをインストールして使用するサービスの場合、1ユーザあたりインストールできる台数に制限がないこと。
- 4.2. 非機能要件
 - 4.2.1. 本市の職員が業務で使用している端末で利用できること。
〔参考〕標準的な本市の職員の使用端末環境は、OSはWindows 10 Professional、CPUはインテルCore i5 (4.40GHz)、主記憶メモリは8GB、ブラウザは、Google Chrome、Microsoft Edgeである。
 - 4.2.2. 本市における全職員が同時にアクセス可能なこと
 - 4.2.3. サービスレベルアグリーメント (SLA) が99.9%以上であること
 - 4.2.4. 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービスであること
5. クラウドサービスの導入支援作業
 - 5.1. プロジェクト管理 (コミュニケーション手段)
 - 5.1.1. 導入予定のクラウドサービスの機能を用いて本市職員に研修を行えること
 - 5.1.2. プロジェクト期間中は導入予定のクラウドサービスの機能を実際に用いたプロジェクト推進を行えること
 - 5.1.3. プロジェクト期間中は導入予定のクラウドサービスを用いて、本市職員の管理者から出る質問事項について答えられること
 - 5.1.4. プロジェクト期間中の研修については録画したものを納品出来ること
 - 5.1.5. 実施体制について、当クラウドサービスの提供事業者が専門知識を有する認定資格をもった技術者が対応にあたること。
 - 5.2. クラウドサービスの導入支援

- 5.2.1. 情報システム主管課への導入支援（管理・運用）
- 5.2.2. 導入クラウドサービスの本市職員への技術取得研修の実施（操作）
 - 5.2.2.1. 情報システム主管課を対象とした研修
業務開始前に情報システム主管課の職員を対象に、クラウドサービスの管理及び運用方法が習得できる研修を実施すること。研修の講師は、導入予定のクラウドサービスの認定資格保有者または、製品と操作方法を熟知し自治体における研修実績があることとする。
 - 5.2.2.2. クラウドサービスを利用する職員を対象とした研修
業務開始前にクラウドサービスを利用する職員を対象に、クラウドサービスの基礎知識や具体的な操作方法が習得できる研修を実施すること。研修の講師は、導入予定のクラウドサービスの認定資格保有者または、製品と操作方法を熟知し自治体における研修実績があることとする。
必要に応じて適宜マニュアルなどのドキュメントを提供することができること。
- 5.2.3. 操作説明の範囲
 - 5.2.3.1. 情報システム主管課の職員に対し、クラウドサービスを用いた以下の機能についての説明の実施すること。
 - 5.2.3.1.1. パソコン及びモバイル端末制御
 - 5.2.3.1.2. アクセス制御
 - 5.2.3.1.3. 監査ログの取得
 - 5.2.3.1.4. その他本市が必要と認める機能
 - 5.2.3.2. クラウドサービスを利用する職員に対し、クラウドサービスを用いた以下の機能についての説明の実施すること。
 - 5.2.3.2.1. メールの送受信
 - 5.2.3.2.2. ビデオチャット
 - 5.2.3.2.3. 予定の管理
 - 5.2.3.2.4. クラウドストレージ
 - 5.2.3.2.5. 書類の作成
 - 5.2.3.2.6. その他本市が必要と認める機能

6. 導入条件

- 6.1. 令和4年10月1日より調達システムを本市職員が利用できること。
- 6.2. 調達システムのマニュアルは、原則として日本語表記のものとする。
- 6.3. 納入時に調達システムの基本的な取扱いについて説明を行なうこと。
- 6.4. クラウドシステムについて、更新等が必要なものについては、確実に更新を行うこと。
- 6.5. 新プランの発売等、本市側が必要と認める場合において当クラウドサービスにおけるプランを変更する場合には別途協議の上、行えるものとする。
- 6.6. 落札事業者は、クラウドサービスの提供事業者における代理店などのパートナー資格を有すること。また、高品質なクラウド管理サービスプロバイダー

(Managed Service Provider) の資格を有すること、およびクラウドサービスの導入実績を複数有していること。

- 6.7. 落札事業者は、クラウドサービスの提供事業者からの、組織変革/働き方改革分野における高度なサービス提供基準を満たす能力の認定を受けた事業者であること。
 - 6.8. 落札事業者にはクラウドサービスの提供事業者が専門知識を有する認定資格をもった技術者が在籍していること。
 - 6.9. 落札事業者にはクラウドサービスの提供事業者が専門知識を有する認定資格をもった者が対応にあたること。
 - 6.10. 落札事業者が提案予定のクラウドサービスを導入しており、提案予定のクラウドサービスを主体として運用していること
 - 6.11. 本市では同年度中に周辺システムもクラウドサービスへの移行も検討していることから、本調達において導入するクラウドサービスとの親和性も大変重視している。そのため、クラウドサービス間の親和性が高く、かつ実施体制においても親和性を裏付ける認定資格を保有している者が参画すること。
 - 6.12. 請求書による支払いが可能であること
7. クラウドサービスの利用に関する問い合わせについて
 - 7.1. サービスの利用に関する問い合わせについて、問い合わせ専用の窓口を設けていること。
 - 7.2. 問い合わせ専用の窓口については、専用のWebサイトフォーム、もしくはそれらに準ずるものを設けていること。
 - 7.3. 上記問い合わせを担当するものが、導入予定クラウドサービスにおける資格を有すること。
 - 7.4. 対応時間について午前8時30分から午後5時15分までの時間帯で対応できること（市の休日を除く）。
8. クラウドサービスの障害に関する問い合わせについて
 - 8.1. サービス利用時において、障害の発生、もしくは障害か否か不明な現象が発生した場合における、問い合わせについて、問い合わせ専用の窓口を設けていること。
 - 8.2. 問い合わせは電話とメールの両方で対応可能とすること。
 - 8.3. 上記問い合わせを担当するものが、導入予定クラウドサービスにおける資格を有すること。
 - 8.4. 障害の発生時には迅速な対応に努めること。
9. 提出書類
 - 9.1. 以下の書類について電子媒体で提出すること。
 - 9.1.1. 当クラウドサービスにおける初期設定マニュアル
 - 9.1.2. 当クラウドサービスにおける動画マニュアル
 - 9.1.3. 当クラウドサービスにおける導入支援作業時に用いた資料

- 9.1.4. 本市における当クラウドサービスにおける導入支援完了時点における設定パラメーターをまとめた資料

10. その他

- (1) 落札後、発注者及びシステム保守管理業者と調整の上、速やかに詳細な導入スケジュールを提出すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、別途発注者に照会し、指示を受けること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者に確認し、発注者又はシステム保守管理業者からの指示を受けること。